

「新たな情報通信技術戦略の策定」

【宛先】 内閣官房IT担当室宛

【法人名】 宮崎県歯科医師会

【住所】

【電話番号】

【FAX】

【意見】

1, 重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

逆に、取り組むべきでないものについて以下に記す。

「3, 重点施策（2）地域の絆の再生」の文中に「匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用可能とする。」とある。

レセプトデータが医療機関の手を離れる時点では、もちろん個人名もしっかりと記載された状態にある。それが請求業務の役目を果たした後に匿名化されデータベース化されるのであろうが、実際に何時どのような仕組みでなされるのか医療機関側には関知あるいは確認するすべがない。たとえ高度な保護安全対策が施されていると説明されても、それが100%安全を保証するものではないであろう。特に、データの加工や受渡中の情報漏洩の危険性を払拭することができない。また、国民皆保険という特殊な制度故に、個人情報の塊であるレセプトデータを本来の目的外に使用することは被保険者すべての承認を得なければ許されないのではないだろうか。

さらには、この骨子案の目的の項には「透明性の向上」「情報の共有」などという文言が並んでいるが、匿名化、情報の保護という相反する要素を、高いレベルで両立させるのはかなり困難なことであろう。

医療は患者さんとの信頼関係の上に築かれているものであるが、これによって得た情報を承諾なしにこのように問題の多いデータベースに蓄積するなどということは、患者さんに対する背信にも近い行為であり、断じて容認できない。

2, 各重点施策についてそれぞれどのような目標・・・

なし

3, 各重点施策の推進にあたって・・・

なし

4, その他

目的の項に「国民の暮らしの質を飛躍的に向上させることができる。」とあるが、国民の総意として、このような要望があるのか甚だ疑問である。確かに昨今の急速な情報通信技術の進歩普及によって国民の利便性は飛躍的に高まったが、その反面で新たなる矛盾も抱えることとなった。ここで少しばかり歩みを緩め、それらの矛盾の整合性をとり、より公正な社会を目指すことの方を国民は望んでいるのではないかと考える。一部の IT 関連企業を利するような安易な発想の計画は慎み、もっと根源的な失業対策、少子化対策などの問題解決に注力すべきではないだろうか。

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：法人
2. 氏名／団体名：日本セキュアテック研究所
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

安心・安全を担保し、電子行政サービスなど IT を我が国に根付かせるには、いつでも、どこでも高齢者など情報弱者を含め誰でもストレスなくできる本人認証基盤の確立が肝要かと思われます。

私共の知る限りOECD加盟各国における電子行政・医療・教育・金融サービス先進国の大きな問題の一つは、ID・パスワードを突破しての大量個人情報の窃取が後を絶たないことで、このことは国家の安全保障上の問題にもなる懸案です。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

重点施策の中でも、特に重点的に取り組むべき施策として、急ぐ必要がある3項目についてご意見申し上げます。

1 推進体制の整備

(1) 各省庁の権限を越えた機関の設置等

膨大なコストをかけたにも拘わらず、過去の IT 戦略が進まない最大の原因は、戦略を策定する内閣府に権限、責任が持たせられず、各省庁が縦割りで、個別バラバラに進められてきたことにあると考えます。

このため、政府 CIO の元に各省庁の情報システム部門を統合した機関を設置するとともに、各省庁を越えた権限を持たせ、我が国の IT ビジョン・戦略の策定・実施計画づくりから、予算編成・執行、成果管理、更には国の情報システムの全体最適化等を進めるべきであり、それが IT 先進国となるための電子政府及び電子社会の実現に求められる喫緊の課題と思われます。なお、その際に合わせて、業務改革を行った上でシステム化することにより、IT 化の効果が更に高まることから、業務改革推進の権限とスキルを持たせることも肝要と思われます。

なお、佐賀県では、CIO が知事からのミッションに基づき、ビジョン・戦略の策定から情報システムの最適化、医療・教育・福祉分野における ICT 利活用支援及び県庁の業務改革を一元的に推進できる体制が整備されています。

(2) 政府と地方が対等に連携・協議する場の設置と役割分担

国の各省庁横断的な電子政府が実現するとともに実効性の高い全国の地方自治体との情報ネットワーク化が実現すれば、国・地方自治体の事務効率が飛躍的に高まるとともに、国・地方の大幅なコスト削減、行政サービスの向上が図れると思います。

これまで各省庁が地方に呼びかけるなどして、個別に情報システムの共同利用や情報通信ネットワークの整備を進められてきました。通常であれば、参加自治体数による割り勘効果が働き、安く利用できるはずではありますが、ベンダーロック等により共同化がなかなか進まず、費用対効果に合わない高額な負担をさせられているのが実情と考えます。こうしたことの原因は、スキルがない等のためベンダー任せで、地方自治体側では補助金に縛られ、交付税等の財源措置がされているなどで意見が言えず、地方の意見が反映されにくいためと思われます。

このため、国と地方が対等の場で、電子政府、電子自治体推進を協議し、連携して進めることが必要と考えます。また、その際に、地方で出来ることは地方でやるといった役割分担をしていくことが、国、地方にとっても便利で使いやすいシステム等になると考えます。

また、今後、国においては独立行政法人改革や国の出先機関原則廃止の議論が進み、実行に移される見込みです。これまで独立行政法人や国の出先機関が行っていた事務事業を、地方自治体が円滑に実施するためには、ICT を活用することが不可欠であり、この観点からも、国と地方が協議を行い、便利で使いやすいシステムを構築することが、国民全体の利益になると考えます。

なお、佐賀県では、県民への行政サービスの向上等を目的に総務省の委託を受けて自治体クラウド開発実証事業に取り組んでおり、実証実験に参加している市町と基幹業務の住民情報、税、国保関係の業務を業務改革の上、共同利用システムの開発を行う予定です。業務改革の成果は全国に公表するとともに、開発したシステムが全国のデファクトスタンダードとなり、利用が全国に広がればと期待しています。

2 国及び地方自治体の ICT 化と業務改革を進める法律の制定

業務改革と ICT 化が進まない、次いで大きな原因は、関わっている職員が紙ベースの行政事務に不都合を感じていないことなどがあると思われれます。各市町で同じような機能の情報システムが林立し、効率性やコスト面で多くの無駄があるなど問題と考えられる中で、前述のようにクラウド開発実証事業で業務改革等に取り組んでいるものの、相当のエネルギー、手間がかかっており、全省庁及び全自治体に業務改革と ICT 化、ネットワーク化を一気に進めるには、職員や国、地方自治体に下記のような内容の法律で義務づけることが不可欠と思います。

具体的には、業務改革や ICT 化、研修等によるスキル向上を義務付けるとともに、行政内部や行政機関間のネットワークにより電子的に確認できることについて、国民に紙による書類提出等の負担をさせてはならないことなどが考えられます。

3 国民番号制度、認証基盤などの基盤整備について

国民本位の電子行政の実現として、行政サービスへのアクセスビリティの向上として公的個人認証サービスの改善、社会保障・税共通の国民番号制度の導入及び公的 IC カードの整備・合理化が具体的取り組みとされています。これらは電子行政サービスに不可欠だけでなく、医療サービスを始めとする民間を含めた各種サービスの社会基盤となりうることから、早期に実現していただきたい。

○ 国民番号制度とカード

多くの国民は承知していないと思いますが、国民は住民基本台帳や年金、運転免

許証などで、それぞれの目的に応じた体系によっていくつもの異なる番号を付与されています。そうしたことによって、行政サービスの縦割りの固定化を招き、行政事務の効率化を妨げ、行政コスト高の要因となっているものと思います。

また、エストニアなどの IT 先進諸国では、カードは運転免許証、身分証明証など多用途に使用されていますが、我が国では、国民は健康保険証、運転免許証、住基カードなど各種のカードを所有する、カードだらけの社会となっています。

こうした現状を打破し、国民の利便性向上、行政事務の効率化及び行政コスト削減を図るために、共通番号制度とカードの一元化を早急に図るべきと考えます。

更に、国民は行政内部で蓄積、使用されている各種の情報にアクセスできず、どのような情報が蓄積され、使用されているのか不明で、国民不在の状態に置かれていると考えます。

本来、国民それぞれの情報は、自らのものであり、自らの情報へのアクセス権、誤った情報の修正権、どのように使用されているかを知る権利が保障されるべきと考えます。

○ 認証基盤

電子行政サービスを行うには認証基盤としての公的個人認証は不可欠ですが、我が国では、公的個人認証制度と住基カードが事実上一体のものとして運用され、e-TAX などの利用で普及が伸びているものの、僅かな利用率・普及率に止まっています。国及び地方自治体で数多くの手続きが電子化され運用されている中で、利用する際の認証として公的個人認証制度を利用している電子申請は、普及が進まない住基カードが足かせとなって、低い利用率となっており、紙ベースの手続きとの二重化による事務の非効率化とコスト高のため電子申請システムの運用停止が相次いでいます。また、国主導で進められた住基カード、公的個人認証制度に対して、地方自治体では、極端な財政難の中にあっても、費用対効果の説明が困難な維持コストの負担を余儀なくされている現状にあります。

一方、我が国に比べ、低コストで便利な行政サービス・電子社会が実現している韓国では、公的個人認証はカードに限定されていず、USBやハードディスクなどでも利用可とされています。

このため、公的個人認証を住基カードに限定せずに、USBやハードディスク等に広げるとともに、民間にも利用を認め、社会基盤として活用すれば、行政、民間のコスト削減にもなり、利用も進むと考えます。

以上

⑥法律がIT社会に追い付いていないこと。

⑦電子署名をTPOに合わせて省略化できるようにすること。

これらの原因をクリアすれば、本来の国家のIT化効果が得られると確信しています。

具体的な改善アイデアとして、

①国家戦略室の柱にIT戦略室を設け、各省庁はその方針に従う。

②ITを理解し、ある程度の強制力を持ったCIOに就任いただく。

③常に公募でベンダーを選任し、RFPとSLAを制度的に義務付ける。

④紙業務を即電子化しようとするから複雑になるので、電子用の業務フローを考える。

⑤常に利用者アンケートをとり、改善点を透明化する。

⑥オンライン3法を見直し、行政の受付は電子原則とする。

⑦本人はID・PWだけで参加でき、代理業の場合は国家認証局の認証で行う。

少なくとも、政府CIOを設置し、ある程度の強制力を有していただければ、地方公共団体が総務省の呼びかけに応じないで、個々の事情でLGWAN-ASPに繋がなかったり、住民基本台帳カードの離脱を言い出したりしているまとまりのなさを防ぐとはできたはずですが。政府CIOの存在がないことと、しっかりしたビジョンの元に、ある程度の強制力を持って指導できる人がいなかったことが、日本のIT行政が世界から遅れている最大の理由であります。

II 「電子行政の共通基盤として、国民ID制度の整備」

電子行政の利活用率を向上を考えるのであれば、まず、電子行政の共通基盤として納税者番号制度の導入を行っていただきたい。これはITに携わる者のほとんどの意見です。基礎的な番号なしにITを利用すること自体、ITの意味がなくなるとまで言う者もおります。過去の経緯にこだわらず、社会保険の記録紛失問題が二度と起こらないようにするには、国民共通番号は絶対必要です。

ただし、「納税者番号」と言うからいけない。税関連で番号を使用となると、国民は徴収される、取られることばかりが意識の中で先行します。共通番号を振ることは、国民が平等にサービスを受けられることだという意識を先行啓蒙させなければなりません。すなわち、「納税者番号」とか「納税者背番号制」とかではなく、「国民ID」だけでも良いとは思いますが、「給付配布番号」とか「思いやり番号」「共生（ともいき）番号」的なイメージが必要です。

私はここで、「友愛番号」「You & I Number」というネーミングを提唱します。これならば、現政権、現総理大臣の思いが国民に伝わると思います。また、採用されれば、歴史に残ります。この「友愛番号」は費用対効果を考えて既

存の制度を使うべきです。

社会保障と税の共通番号として一番適しているのは、「住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）」に使われている住民基本台帳番号（この表現も国家の管理を想像させるので不可）だと考えます。既に、住基ネット番号に統一される方向の議論がなされています。同時に、「新たに導入する共通番号制度と、健康保険の被保険者証番号などの既存の番号制度を一本化せず、複数の番号を併存させる方針」もあるということです。後者のご意見はセキュリティや個人情報保護の観点からということですが、「利用者の利便性」を第一に考えれば、番号は統一すべきであると考えています。

現在のセキュリティ技術の中で人的な不正を除いて、技術的な脆弱性はどれほどのものでしょうか？普及促進にはセキュリティよりもユーザービリティを優先し、普及が行きわたった段階もしくは、事故が多発し段階で次の手として考えていけない限り、普及はしにくいと考えます。番号は共通番号（住基ネット番号）に一本化し、「友愛番号」とネーミングすべきだと考えます。出生届を出したら、すぐに友愛番号（ID）をICカードでもらえるような仕組みづくりをしていくべきです。そして、このIDとパスワードだけで電子申請を可能とすべきです。

税の申告については、既に各国税局で来署型電子申告（電子署名なしでID・PWだけで申告する方式）で実現しています。これを、そのまま納税者にも使用可能にするべきです。ネットオークションの普及やインターネットバンキングの普及を考え、また、諸外国の制度に合わせ、本人が申請・申告する場合はID・PWだけで可能にしていくべきです。電子署名・認証は、友愛番号を付したIDをそのまま使うことも可能だと思います。しかし、利活用率向上のためには、本人の選択でできるようにしてはどうでしょうか。電子申告においては、電子認証そのものが最大のハードルになっています。ただし、私どものような、代行業者は、本人に代わって重要な書類を扱うのですから、今までどおりの電子署名・電子認証は必須なことは明らかです。

Ⅲ 「電子政府に関連する法律の整備」

・オンライン3法を見直し、電子原則、紙は補助へとすべきです。

現在のように、行政への電子申請・電子申告の位置づけが「紙と同様」というのでは電子政府構想の実現が遅れます。全て電子申請・電子申告が原則で、紙は例外にすべきであります。現状は、オンライン3法により、「紙と電子は同様の扱い」ということになっています。ここをはっきり電子原則にしない限り、紙の申請・申告に固執する人は残ります。

弁理士（管財務大臣の国会答弁でもありましたが）の業界では、電子での申請が原則で、可なり以前よりほとんどの業務を電子でなされていると聞いています。

これは、専用のVPNを使用しているからというシステム的な問題よりも、マイナスのインセンティブ、すなわち紙で出すと料金が余分に発生するということが大きな要因になっていると理解しています。スキャニング代を取られるなら、電子で提出するという事です。

我が国の電子申告制度は、2004年2月2日に導入されて以来、7年目を迎えました。国税庁・税理士会の努力で、昨年度までで37%の利活用率となりました。しかし、まだまだ低調です。諸外国において、90%以上の電子申告をしている国はいくつかあり、その多くは「紙での申請を受け付けない。」とかの施策もあります。我が国において紙を受け付けないことは混乱をきたすだけですから、せめて、「電子が原則、紙での提出は例外。」とすることで、その利活用率は大きく向上するものと断言できます。

現に、税務の現場において、紙と電子は同等と謳いながら、現実には紙が有利で電子不利の場面も多く見受けられます。電子の場合は電子署名をしますが、これは実印と印鑑署名を全ての書類に添付することと同様になります。その手間暇が利活用率向上に対する高いハードルになっています。電子署名をすること自体は重要ですが、だからこそ、紙よりもはるかに簡易なシステムでの署名を工夫する必要もあります。情報伝達も電子の場合は不利なことがあります。紙であれば先方より無条件に送られる情報を、電子の場合メッセージボックスに取りに行く行為が必要になります。人によってはPCが苦手で失念する原因にもなります。セキュリティを確保しつつ、ユーザビリティを優先できる方法を考えて、電子を原則化すべきであります。

是非、オンライン3法の見直しをしていただき、電子申請・申告を原則とし、紙を例外規定としていただきたい。

なお、法整備については e-文書法の見直しも検討すべきです。住基カードによる電子署名ができないのは、国家としての整合性がないように思われます。

IV 「国家認証局の設置」

現在、電子申請・申告の推進事業の対象となった士業団体では、それぞれが独自に電子認証局を立ち上げ、それぞれの士業団体の会の中で莫大な費用をかけ管理・運営をしています。電子認証局を持つ士業団体は、税理士会・司法書士会・社会保険労務士会・土地家屋調査士会の4団体です。それぞれの士業団体の電子認証局が発行する電子証明書はその士業資格保有を間接的に証明するものとして、関連官公署で利用されています。したがって、電子政府構想を推進し、国家資格者を電子的に証明する電子認証局は大変重要なものであります。

税理士会では、税理士認証局によるICカードの取得を推進し、発行枚数目標は7万2千人の全会員取得です。現実には4万8千枚超の発行枚数ですが、士業団

体の認証局としては最大となっています。しかしながら、その維持経費に多大な費用負担を会費の中から賄っています。さらに、電子認証局の認可基準が厳しく、そのための管理・運営にもかかっています。士業団体協議会によれば、他の士業団体でも同じ状況で、年間の総費用の3分の1近くを必要とする団体もあり、すぐにでも諸負担に耐えきれない団体が現れてもおかしくない危機的な状況になっています。電子政府構想を推進するために、もっとも行政に協力的に、利用者・納税者に代わって申請する立場にある士業団体の苦しみは、多大であります。

したがって、電子認証局は各士業団体が個別に有するのではなく、国家認証局を設置し、国家認証局で各士業ごとに電子証明書を発行すべきです。すなわち、国家資格者に紙で合格承認書を授与するのではなく、ICカードでその資格を証明するようにし、その発行母体は国家認証局としていただきたい。国家資格を担保に信頼性を確保し、代理行為が単独でできるように（電子申告のように）することで、電子政府の利用率の向上は図れます。「国家が、各士業団体の統合認証局を有し、インターネットでそこにアクセスすればダウンロードして資格証明書を取得でき、その電子署名で代理送信ができる。」という仕組みを早期に実現すべきです。発想の転換で、紙で資格証書を渡す代わりに、電子証明書を持って国家資格の付与とすべきです。

また、国家認証局実現が難しい場合、一つの段階的措置として、次の手法が考えられます。

国家は予算が少なく、IT投資のできる状態ではないということであれば、電子政府化が当たり前の時代になるまでの過程において、代理送信が想定される資格業者を集めて、「士業団体合同認証局を構築する」という考え方です。

経済産業省の平成20年3月の資料に以下のものがあります。

「士業4団体は、それぞれ認定認証事業者として業務を行っているが、その発行する電子証明書は、各々の各士業関係法に基づき登録業務を行うこととされている名簿に登録された会員のみをその発行の対象としている。

これらの名簿には、会員の氏名、住所及び生年月日等が記録されているが、これらの記録は登録時に会員から提出される資格を証する書面及び住民票の写し等の公的書類により行われるものであることが各士業関係法令等に規定されているほか、登録事項の変更、取消し等の手続についても同様に法令に規定されている。

したがって、仮に、当該名簿の根拠となる法制度や運用・管理等の実態が電子署名法の趣旨に沿うものであるならば、利用申込者が法律の規定に基づく士業団体の名簿に登録された者であり、かつ、申込みを受けた認定認証事業者が当該名簿の登録を行う者である場合において、当該名簿に登録された事項を確認する方法について、必要的提出書類の提出を求めることに代替する方法として認めること

も可能であると考えられる。

主務省は、前記の方法を実施するため、平成 20 年度中に施行規則を改正することを目途に検討を進めていく必要がある。検討に当たっては、士業 4 団体の名簿の根拠となる法制度や運用・管理等の実態が電子署名法の趣旨に沿うものとなっていることを確認する必要があるほか、電子署名の普及促進の観点から、これらの名簿以外のものについても、法の趣旨を損なわない範囲において利用者の真偽の確認に用いることが可能となるような施行規則の改正をも考慮すべきである。また、同様の観点から、主務省は、本人確認方法について、施行規則第 5 条第 1 項第 1 号ニの規定を積極的に活用するよう努めるべきである。」

この問題については、止まったままで、いまだに問題解決に至っていません。このような点を早期に解決することが電子政府構想の推進につながるものと確信します。

V 「民間部門における新事業の創出促進」

民間が新規事業を行うことは素晴らしいのですが、掛け声だけでは難しく、ある程度事業が軌道に乗るまで、行政が主導的に引っ張っていただきたい。その例として、経済産業省の J-SaaS 構想があります。

この経済不況の時期だからこそ、中小企業が活路を開くためには、IT による経営の効率化を推進すべきであります。すなわち、IT 投資を考えるのではなく、知恵でこなす IT（安価で簡易なソフト・サービスの活用）を追求していきたいところであります。

経済産業省は中小企業のデジタルディバイド解消のために、J-SaaS の普及推進を行い、2009 年 3 月末から各アプリがリリースされましたが、残念ながらこの 3 月末日（6 月まで延長）をもって、民間委託ということです。導入部分のアプリが、財務会計・電子申告であったため、税理士は SaaS という仕組みに興味津々で、当初は大変話題になりました。わが国独自のプラットフォームの上に利便性の高いアプリを実装し、多くの企業で利活用できる構想には大変期待していました。

しかしながら、時間の経過とともに普及活動はほとんど停滞し、J-SaaS 上のアプリが従前のソフトウェアの操作性に対抗できないため、ほとんど利活用されないまま、今日を迎えています。このままでは、また、事業仕訳で国家予算の無駄遣いとして、支援廃止の対象にされかねません。本来は、国家全体でバックアップすべき意義のある構想であり、是非とも本当に多くの中小企業が採用するシステムに仕上げていただきたいと思えます。それまでは、行政で指導をしていただきたいと思う次第です。

中小企業経営者の相談相手として、J-SaaS をはじめとする、クラウドコ

ンピュータ化には大きな期待をしています。通信技術の発展により今後ますます利便性が向上し、その可能性は高まることは明らかです。アメリカのニコラス・G・カー氏は、「ITにお金を使うのは、もうおやめなさい」という著書で、「IT導入に反対しているのではなく、クラウド化する時代を想定すれば、IT設備に多額のお金を投入することは費用対効果が薄い。」ということを主張しています。現在ではインターネットの環境が整備され技術も進み、潤沢なインフラが提供されるようになりました。経営戦略上大切なIT活用を、前述のカー氏の論のようにお金をつかわず実現する時代が来ます。SaaSはその一面と捉えることができます。

経済産業省が率先して行ったせつかくのJ-SaaS構想です、根本的な見直しを図ることを条件に、短期間で民間に移管するのではなく、継続的に国家構想の一環として行っていただくことをお願いしたい。中小企業のために、J-SaaS構想を、当面の間行政主導で継続・進化させるべきだと考えます。

VI 「オープンな政策決定の推進」

- ・経済産業省のアイデアボックスは素晴らしい企画でした。

行政が国民の意見を聞くということとは、このパブリックコメントの募集を含め素晴らしいことだと思います。

しかし、残念なことに、いつも期限があり、また短い。担当行政の事務処理の都合で期限を決められる。既にこの期限決めが国民目線のIT行政ではなくなっています。国民は皆それぞれ生活するために時間に追われて仕事をしています。良いアイデアがあっても、そこに投稿する時間がなかなかない。たとえば、私は税理士で確定申告時期、たくさん投稿するアイデアがあったとしても、確定申告時期でまとめている時間がない。経済産業省のアイデアボックスの〆切は3月15日でした。

したがって、素晴らしい企画は常設にするのが良いと思います。常設しておいて、行政側は、作業の都合で特定の日までの分を意見として取り上げるなりまとめれば、投稿する側もじっくり取り込むこともできる。良く調べたり、深く練ったアイデアも期待できるのではないのでしょうか。もちろんこの場合、いつまでの分で〆切るかは事前に公開していただくことはお願いしたいところです。

VII 「IT人材の育成・登用の推進」

既存の資格の中に、IT人材は存在するにもかかわらず、うまく活用できていない。

ITコーディネータ制度が動き出して、早、9年が経過します。かつての、「e-Japan戦略」において、「ITの高度人材育成」を目的に、2001年に経済産

業省の認証資格として「IT ユーザーと IT ベンダーの双方の立場を理解し、経営者の立場から「真に経営に役立つ IT 投資」をサポートできる人材」を、ということで生まれた資格です。しかし、現実には、活用されていない。これこそ国家的な無駄使いになりかねません。

当初から取得している IT コーディネータ（以下 ITC）としては、資格を維持するためだけにお金を使い、本来の活動場面は見いだせず、ITC 役員としての会務活動、研究会や勉強会に留まっています。趣味の世界なら、人脈も広がり、情報も取得できるので大いにありがたいのですが、本来の資格としての目的が曖昧になっています。

現実には、ITC は当初、特認試験で参加できた税理士・中小企業診断士はどんどん資格放棄をし、今や、大手ベンダーの SE 教育カリキュラムになっている面もあります。なぜ、併用資格者が辞めていくのかと言えば、資格維持に費用と時間がかかり、何のメリットも見いだせないからです。一步間違えると、資格商法に引っかかったにすぎないという仲間もいました。これではいけない。

「中小企業経営者と IT ベンダーの橋渡しをし、中小企業の IT 経営を支援するための ITC」であるべきで、「大企業の SE 育成資格」にしてしまっただけでは、ITC 資格の先行きもなく、日本の中小企業活性化のための IT 経営に寄与できないまま、消滅資格になるような気がしています。

もちろん、ITC プロとして見事に活躍されている方々もいらっしゃいます。数が少ないですが。その方々の努力は並々ならぬものがあり、ITC でなくても個人のもともとの資質で輝いていらっしゃいます。ITC ゆえに活躍している方ではないように思います。

経済産業省も国も省庁の垣根を越えて、ITC が当初の目的通り、中小企業経営の IT 化を支援できる体制を構築していただくことを期待しています。たとえば、資金力の弱い中小企業経営者が ITC を使って経営を効率化したらその ITC のコンサル料を補助していくとか、IT 経営応援隊制度の認知度をもっと積極的に中小企業経営者に PR し認知してもらおう施策を実行するとか、具体的な手法はあります。ITC を中小企業活性化のために有効活用する施策が必要です。

制度を国で推進して作り、その後に放置するのは好ましいことではありません。

さらに、中小企業の IT 経営実現のために税理士を使ってください。

「中小企業の経営者は孤独」という言葉を耳にします。また、中小企業の経営は 99% 経営者の資質で決まるということも言われています。その経営者が相談する相手は、税理士である割合が多いと思われれます。

中小企業は税務申告という避けられない業務があるため、顧問税理士を抱えています。税理士の法人関与割合は 86.7%（平成 17 年国税庁発表）ですが、法人の

中には、休眠会社やペーパーカンパニーもあり、実質的に稼働している法人の95%近くは税理士関与と推測されます。特に中小零細企業は多くのコンサルタントを雇う資力もなく、税理士が経営者の「よらず相談窓口」になることは、かなりの確率であります。

この経済環境が厳しい時代に、IT投資をする中小企業は少なく、景気の波が去るのをじっと待っている企業もあります。しかし、今回の経済危機は景気の循環ではなく、バブルの崩壊で大きな時代のターニングポイントだとも言われています。このような時期だからこそ、中小企業は積極的にIT経営に取り組み、効率的な強い企業体質を構築すべきです。

しかるに、経営者の相談相手である税理士は税務会計の専門家であり、その多くがIT経営を指導できる知識経験がありません。そこで、税理士としては関与先企業を元気にして潰さないために、IT経営を積極的に進めたいところであり、すなわち、IT導入のプロで、たとえばITコーディネータ等が税理士と積極的にコラボレーションして、お互いの職域を侵さず、関与先企業の問題解決をしていくことが「あるべき姿」だと思います。

ちなみに、経済産業省がこの3月末で民間移行するというJ-SaaS事業は、諸問題があり過ぎて結局成功しませんでした。これは、その導入部分を財務会計からとして、税理士の中小企業の記帳代行業務と思いきりバッティングする領域から始めたことに大きな敗因があります。IT経営をしましよと中小企業に持ちかけて、「税理士に相談するよ」という回答があった場合、その多くがIT投資お断りの意思表示になっています。ここを改善する方法が必要です。

税理士が職域を侵されずに、コラボレーションできるような環境を作りましょう。中小企業のIT経営が今、如何に必要なかを理解できる税理士を増やし、税理士が積極的に窓口となって中小企業のIT経営化を促進していけるような環境を構築すべきです。

平成 22 年 4 月 9 日

「新たな情報通信技術戦略」に対する意見

日本医師会総合政策研究機構

医療に対する総論（主に（2）地域の絆の再生に係る部分）

日本の階級保険制度下を堅持しながら、IT を用いてどのような社会保障制度を実現するのか、そのためには何が必要か「国民的な議論」をいま一度十分に行い、その結果を踏まえて慎重に対応し、施策の実現には政府と現場一体で取り組むべき。

過去の施策と同じく、また医療分野が IT 戦略案の重要な柱となるようであるが、医療には、地域の独自性や患者、医療提供体制などによる差も大きい。医療現場からの意見聴取、調整をしないまま骨子を政府の施策として強硬に推し進めることはないようにしてもらいたい。

各論

3. 重点施策（2）地域の絆の再生

- 「全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出」

国家レベルの巨大な EHR（Electronic Health Record）は各国が巨額の資金を投入して実現を目指しているが、国家によるプライバシー侵害への不安や国民管理に関する感情論の問題も指摘されている。

現在の日本では共通番号制の議論も進捗が見えず、患者、医療に係わる情報保護法制度の議論も進んでいるとは言い難い。諸外と同様に巨額の国費用を投入し、国民的議論を積極的に喚起する覚悟がなければ机上の空論となりかねない。

そのため、新たな戦略では、患者が自由意志でデータを預ける PHR (Personal Health Record) にシフトしているように見受けられるが、いずれにしても誰かによる情報管理は生ずることは事実であり、国民が真に望んでいる仕組みなのかを常に念頭に置くべきである。

なお、社会保障の番号制度は、プライバシー侵害や情報の一元管理に対する国民の不安や構築される仕組みによっては複雑な運用や技術対応が発生する。そのため、これらに対する検討は、厚生労働省の「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」でも検討している。そのような検討結果たる「資産」を全て反故にすることなく活用していただきたい。

○ 「匿名化されたレセプト情報などを一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化、効率化、サービスの向上に活用」

レセプトはあくまでも保険ルールに従った診療報酬の請求書に過ぎない。医療費のデータベースの構築は可能としても、レセプトから純医学的分析に資する有用なアウトプットが得られない。医療費の統計で医療を標準化した場合、最終的な不利益を被るのは国民となる。

また、本年 4 月から義務化とされた医療費の内容が分る明細書の交付も、病名告知の問題などが解決されないまま始まっており、現場に混乱が生じている事実も真摯に受け止め、本施策の参考にすべきである。

レセプトには、病名や患者属性など慎重に取扱いが求められるデータが含まれるため、目的外使用を厳禁し、第三者による審査の仕組みを構築した上で扱えるようにすべきである。米国などにおいても研究者へのデータ提供は何段階もの審査を経て行われており、米国の制度をそのまま適用する必要はないが、それらの事例も参考に明確な制度設計が望まれる。

厚生労働省の「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報の活用に関する検討会」でもそのような結論である。

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：団体
2. 氏名／団体名：社団法人日本画像医療システム工業会
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：
 - 重点施策
 - (2)地域の絆の再生
 - 全国どこでも...に関して

■意見：

(1)様々な医療機関等で受診して得られた健康・医療情報を、本人の情報として誤りなく、また漏れの無いように管理するためには、それぞれの個人の識別を誤りなくできることができ、それぞれの医療情報との結びつけができなくてはならない。

現状では、医療機関ごとに異なったIDが用いられており、異なった医療機関の健康・医療情報を個人毎に正確に漏れなく集約することは難しい。

この問題を解決するためには、全ての個人を識別・同定できる仕組みを、インフラとして早急に整備する必要がある。

(2)健康・医療情報の保存は個々の医療機関に於いて行われているが、法定保存期間を終了した健康・医療情報の保存については、医療機関の方針に任されている。健康・医療情報を蓄積し有効に活用するためには、出生からの生涯の情報が集約されてこそ、意味がある。長期にわたり、健康・医療情報を保存するための、制度、インフラの整備が必要である。健康・医療情報については機微な個人情報であることからセキュリティ確保が重要であり、国が責任をもって保存を行うデータバンクなどの仕組みが必要である。

(3)健康・医療情報のデータとしての形式については、現状は、標準化ができていない状況とは言えない。このような健康・医療情報を集積しても、その価値は半減してしまう。標準化が進まないのは、医療機関が標準化されたデータ形式で健康・医療情報を作成し保存する運用をおこなうためのモチベーションがないためである。そのため、健康・医療情報を取り扱うシステムを提供するベンダ側にとっても、標準化に対応したシステムを提供するモチベーションが起きにくい状況となっている。

医療機関が標準化されたシステムを積極的に導入するような、モチベーションとなる制度の構築が必要である。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

内閣府がとりまとめ昨年 12 月に発行された高齢化白書においても、独居老人が話し相手を必要としていることなどが明らかになってきている。

見守りだけでなく、高齢者のコミュニケーションを活性化させるためにも、人にやさしいユビキタスネットワークロボットの開発・推進は重要と考える。

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

大阪を中心とする関西圏では、ロボットテクノロジーを活用した社会ニーズの高い分野での事業創出に取り組んでおります中でも、大阪梅田駅北ヤードを中心としたネットワークロボット技術を利用した街づくりを推進すべきであると考えており、特に福祉介護や高齢者へのサービスは重要なテーマと位置づけています

ですから 本施策(Ⅱの⑦)

高齢者等の見守り支援と情報バリアフリーの推進

高齢者・子供の見守りなど安心・安全な地域づくりに資するため、人に優しいネットワークロボットの開発・普及や、地域SNSやコミュニティ放送などの住民参加型のソーシャルメディアの活用等を推進。また、情報バリアフリー環境の整備のため、高齢者やチャレンジドに対する通信・放送サービスの提供・開発への支援を推進。

について、是非とも強力に推進いただければと考えます

よろしく願いいたします

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

骨子に記載の目標を実現し、その目的を達するためには、国民の本人確認と認証を、安全かつ確実に、利便性を損なうことなく実現する施策が望まれます。

また、施策によって実現される公的サービスを、金融や医療など高いセキュリティが要請される民間企業にも開放することにより、我国の社会基盤に対する信頼性の向上、官民サービスの効率化とコスト低減、さらには信頼できる社会基盤を背景とした新たなサービスや市場の創出と国際競争力の強化が期待されます。

以上の主旨により、以下 2 点を提言いたします。

1. 本人を迅速かつ確実に確認する社会基盤の整備

本人確認において求められる住民票や運転免許証などの公的書類を電子化し、要請に応じてオンラインで提供できる社会基盤を整備し、公的書類の郵送による授受や人手による処理を不要とすることにより、インターネット上で迅速かつ確実に本人確認を行うことが可能となります。民間企業における適用例としては、インターネットを利用した口座開設や保険契約などが考えられます。電子化された公的書類の授受には本人の同意が必須となることから、本人を安全かつ確実に認証する社会基盤の整備も望まれます。

2. 本人を安全かつ確実に認証する社会基盤の整備

公的 IC カードの利用を民間企業にも開放し、官民における認証要素として位置づけることにより、セキュリティ（信頼性）と利便性の向上が期待されます。方向性としては、公的認証サービスを民間企業にも開放し、民間企業は公的認証サービスが行った認証結果の連携を受ける比較的密な官民連携方式の他、民間企業が自社の認証システムにおいて公的 IC カード（およびその他の認証要素の組合せ）により認証する比較的疎な官民連携方式が考えられます。

以上 2 点については 2-3 年程度先の実現を見据えながらも、民間企業との意見交換や、技術開発の後押し、普及促進策、等については喫緊の課題として取り組みを開始すべきと考えます。スケジュールに関しては、仕様の異なる IC カード（Mifare、Felica、等）の 1 チップ化に向けた製品開発（*1）や、採用（ノート PC、外付けデバイス、モバイル・デバイス、等）、および普及に関する動向を注視すべきと考えます。公的サービスの開放に向けては、銀行、証券、保険などの金融機関や医療機関に加えて、資金決済法の施行により参入が予見される、国内および海外の送金事業者や、電子

マネー事業者を視野に入れ、システムの提供主体やコスト負担の「あり方」について議論が必要と考えます。また、高齢者、未成年者、身体障害者などの社会的弱者にも留意し、安全かつ確実な権限委譲の手段や、パスワードに代わる認証方式、等についても並行して検討を進める必要があると考えます。

(*1)

http://www.elisnet.or.jp/common/pdf_download.cfm?down_path=D%3A%5Celisnet%5Cnews%5Cpdf%5C17213%5Cnpx090210-2.pdf&down_file_name=npx090210-2.pdf&pdf_number=1&select_news_id=17213

以上

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

人にやさしいユビキタスネットワークロボットの開発に関する実験を通じてマスコミ、地域団体、個人的に長年介助をされている方などから多くの意見を頂きました。特に、高齢者や障害者(チャレンジド)が単にコミュニケーションするというだけでなく、楽しく話す機会を持てたことを強調されており、ぜひともこの技術を早く導入してほしいという強い意見を頂いておりまして、今後の実証実験に反映させていきたいと思っております。

この意味から、人にやさしいユビキタスネットワークロボットの開発を今後とも推進して頂きたいと思っております。

以上